

遊漁船業の適正化に関する法律第二条第一項の規定により、農林水産大臣が定める内水面を定める件

(平成元年九月二十日 農林水産省告示第千百八十六号)

最終改正：平成三十年四月十六日 農林水産省告示第八百八十二号

遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第一項の規定により、農林水産大臣が定める内水面を次のように定める。

サロマ湖 能取湖 風蓮湖 温根沼 厚岸湖 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦（これらの湖沼を連絡する水路であって茨城県の区域に属する部分を含む。） 加茂湖 浜名湖 琵琶湖 中海

附 則

この告示は、遊漁船業の適正化に関する法律の施行の日（平成元年十月一日）から施行する。

最終改正の改正文（平成三十年四月十六日農林水産省告示第八百八十二号）抄
平成三十年九月一日から施行する。